

(証券コード 6807)  
平成18年6月5日

株 主 各 位

東京都渋谷区道玄坂1丁目21番2号  
**日本航空電子工業株式会社**  
取締役社長 篠崎 雅美

## 第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示、ご捺印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成18年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷4丁目4番25号 青学会館3階（ナルド）
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 平成18年3月31日現在連結貸借対照表及び第76期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 平成18年3月31日現在貸借対照表及び第76期営業報告書、損益計算書報告の件

### 決議事項

- |       |  |
|-------|--|
| 第1号議案 | 第76期利益処分案承認の件  |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件<br>議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（31頁から40頁まで）に記載のとおりであります。                         |
| 第3号議案 | 取締役13名選任の件   |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件  |
| 第5号議案 | 退任取締役及び退任監査役に退職慰労金贈呈の件   |
| 第6号議案 | 取締役及び監査役の報酬額変更の件   |
| 第7号議案 | 取締役に対するストック・オプション報酬額設定及びストック・オプションとして新株予約権を発行する件   |
| 第8号議案 | 従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行する件<br>議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（45頁から47頁まで）に記載のとおりであります。 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 営業報告書

(自 平成17年4月1日)  
(至 平成18年3月31日)

### I. 営業の概況

#### 1. 企業集団の営業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、依然として高騰が続く原油価格やパキスタン北部地震、米国の大型ハリケーンに代表される自然災害の多発等の様々なリスクを乗り越え、好調な米国・中国経済を中心に堅調に推移いたしました。

また、わが国経済も円安を背景とした輸出の増加による企業収益の改善や設備投資の増加、個人消費の回復、雇用状況の改善等が見られ、緩やかながら景気回復が進みデフレ脱却間近の状況を迎えております。

当社グループの関連するエレクトロニクス業界は、年半ば以降、パーソナル・コンピュータ、大型液晶パネル、携帯電話、液晶・PDP等の薄型テレビに代表されるボリュームマーケット需要がグローバルに急拡大するとともに、設備投資関連マーケットも技術革新、需要拡大を背景に堅調に推移いたしました。しかしながら、こうしたマーケットの明るさは業界全体で共有できず、勝ち負けの企業間格差がはっきりつく企業存続を賭けた厳しいグローバル競争が展開されております。

このような事業環境下で当社グループは、新製品開発のスピードアップやグローバルマーケティングの強化による受注・売上の拡大並びに品質・環境を重視した生産革新によるリードタイム短縮及びコストダウン等の経営効率化の推進により業績の向上に注力いたしました。

その結果、主力のコネクタ事業がマーケットの成長をキャッチし受注高・売上高ともに前期比2桁伸長を達成したことにより、当連結会計年度の業績は、受注高1,264億99百万円（前期比111%）、売上高1,262億53百万円（前期比109%）、営業利益110億16百万円（前期比140%）、経常利益97億4百万円（前期比142%）、当期純利益62億63百万円（前期比144%）といずれも過去最高の業績を上げることができました。

各事業別の状況は、次のとおりであります。

#### (1) コネクタ事業

ブロードバンド化、モバイル化、カーエレクトロニクス化の潮流を捉えた情報、通信、民生、自動車の4つの分野において、特にノートPC、液晶ディスプレイ、携帯電話、薄型テレビ、カーエレクトロニクス化需要拡大をグローバルにキャッチし、また、当社グループの強みである『小型、薄型、高速伝送』ニーズにフォーカスした積極的な新製品投入効果により、当連結会計年度の売上高は、963億82百万円（前期比115%）と2桁の伸長を図ることができました。

#### (2) システム機器事業

事業を構成する入力デバイス、インターフェース機器、液晶基盤組立の3つのユニットの中で、産業機器、自動車市場を中心とするインターフェース機器ユニットは、収益構造改革の一環として製品統廃合を積極的に推進した影響と新製品として投入したタッチ入力モニタの拡販遅れから減収となりましたが、デジタルカメラ市場を中心とする入力デバイスユニット、液晶基板組立ユニットは、激しい市場価格低下が続く中で、積極的な新製品投入とコストダウンの推進により、当連結会計年度の売上高は、前期とほぼ同額の151億94百万円（前期比100%）を確保することができました。

#### (3) 航機事業

アビエーションエレクトロニクス技術の民需展開として半導体ステッパ市場、海外油田掘削市場を中心とする産業機器ユニットは堅調に推移しましたが、防衛・宇宙ユニットの減収をカバーできず、当連結会計年度の売上高は、128億19百万円（前期比87%）と減収となりました。

#### (4) 光デバイス事業及びその他

光デバイス製品及びその他の製品は、超精密成膜技術を用いた光フィルタ、ミラー、ARコート並びに光カプラ、光リンク・モジュール、光スイッチ等の光エレクトロニクス関連製品を主体とする製品であり、当連結会計年度の売上高は、18億56百万円（前期比99%）となりました。

## 2. 企業集団の設備投資及び資金調達の状況

当社グループは平成16年度より内製化拡大による収益拡大を目指し、コネクタ事業を中心とする中長期視野に立った一貫生産体制増強投資として、海外では航空電子（無錫）有限公司の工場棟建設（平成18年2月竣工）、国内では弘前航空電子(株)のプレス工場棟建設（平成17年9月竣工）、山形航空電子(株)の精密プレス工場棟の建設（平成18年3月竣工）、当社においては昭島事業所の生産スペース拡大のための厚生事務棟建設（平成18年3月竣工）と土地・建物等のインフラ投資をグローバルに実行いたしました。

この結果、生産の自動化、省力化等の合理化設備、各種金型設備投資を加えた当連結会計年度の設備投資の総額は、151億80百万円（前期比36億90百万円増）となりました。

また、これらに要した設備資金は、一部リースによったほか、自己資金をもって充当いたしました。

## 3. 企業集団が対処すべき課題

今後の景気見通しといたしましては、様々なリスクを抱えながらもマクロ経済や当社グループの関連するエレクトロニクス関連業界は、引き続き堅調に推移するものと思われれます。

このような状況を背景に当社グループは新たな成長と飛躍を目指し、グローバルマーケティングと技術開発力の強化及び環境・品質を重視した競合に負けない物作りの推進並びにそれを実現するための人材の確保と育成に努め、業績の向上と資産効率の向上に邁進する所存であります。

#### 4. 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

##### (1) 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

(単位 百万円)

	第 73 期 (14. 4～15. 3)	第 74 期 (15. 4～16. 3)	第 75 期 (16. 4～17. 3)	第 76 期 (17. 4～18. 3)
受 注 高	107,319	112,117	113,989	126,499
売 上 高	105,566	113,551	115,808	126,253
経 常 利 益	4,960	7,213	6,834	9,704
当 期 純 利 益	2,661	4,316	4,359	6,263
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	28.41円	46.27円	46.91円	67.45円
総 資 産	95,015	97,219	96,283	106,250
純 資 産	38,439	41,477	45,216	52,252

##### (2) 当社の営業成績及び財産の状況の推移

(単位 百万円)

	第 73 期 (14. 4～15. 3)	第 74 期 (15. 4～16. 3)	第 75 期 (16. 4～17. 3)	第 76 期 (17. 4～18. 3)
受 注 高	90,134	94,979	93,129	99,985
売 上 高	87,891	95,590	96,646	98,870
経 常 利 益	2,565	4,325	4,380	6,411
当 期 純 利 益	1,460	2,879	2,966	4,482
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	15.37円	30.63円	31.73円	48.03円
総 資 産	74,184	79,162	76,416	81,044
純 資 産	34,700	37,291	39,315	43,340

## II. 企業集団及び会社の概況（平成18年3月31日現在）

### 1. 企業集団の主要な事業内容及び主要製品

#### コネクタ事業

プリント基板用コネクタ、LCD用コネクタ、自動車用コネクタ、各種小型カード用コネクタ、角型コネクタ、丸型コネクタ、IC及びLSI用ソケット、同軸コネクタ、光コネクタ、車両用コネクタ、ケーブルハーネス製品、各種結線機

#### システム機器事業

ディスプレイ機器、パネルユニット、標準タッチ入力モニタ、高密度実装基板ユニット、スイッチブロック、照光式押ボタンスイッチ、DIPスイッチ、電磁リレー、サーキットブレーカ

#### 航機事業

慣性航法装置、慣性誘導装置、姿勢方位基準装置、位置座標標定装置、自動操縦装置、飛行安定装置、フラットパネルディスプレイ、電波高度計、ファイバオプティックジャイロ、リングレーザジャイロ、迎角検出器、加速度計、半導体及び液晶製造装置向け制振／駆動用機器、油田掘削用センサ機器、カメラスタビライザ、LCD列車速度計

#### 光デバイス事業及びその他

光フィルタ、ミラー、ARコート、光カプラ、光リンク・モジュール、光スイッチ

### 2. 企業集団の主要な事業所

#### (1) 当社の主要な事業所

本 社	東京都渋谷区道玄坂1丁目21番2号
昭島事業所	東京都昭島市武蔵野3丁目1番1号
営 業 所	大阪支店、中部支店、仙台営業所、静岡営業所、福岡営業所

(2) 子法人等の主要な事業所

(国 内)

弘前航空電子株式会社（青森県弘前市）  
山形航空電子株式会社（山形県新庄市）  
富士航空電子株式会社（山梨県上野原市）  
信州航空電子株式会社（長野県下伊那郡松川町）  
ニッコー・ロジスティクス株式会社（東京都昭島市）  
JAE八紘株式会社（東京都立川市）

(海 外)

台湾航空電子股份有限公司（台湾省台中市）  
JAE・エレクトロニクス・インコーポレーテッド（アメリカ合衆国カリフォルニア州アーバイン市）  
JAE・オレゴン・インコーポレーテッド（アメリカ合衆国オレゴン州テュアラティン市）  
JAE・フィリピンズ・インコーポレーテッド（フィリピン共和国カビテ州）  
香港航空電子有限公司（中華人民共和国香港）  
航空電子（無錫）有限公司（中華人民共和国江蘇省無錫市）  
航空電子（呉江）有限公司（中華人民共和国江蘇省呉江市）  
JAE・コリア・インコーポレーテッド（大韓民国ソウル市）  
航空電子（上海）国際貿易有限公司（中華人民共和国上海市）

### 3. 株式の状況

- (1) 発行する株式の総数 200,000,000株  
 (2) 発行済株式総数 92,302,608株  
 (3) 一単元の株式数 1,000株  
 (4) 株 主 数 7,862名  
 (前期末比1,176名減)

(5) 現に発行している新株予約権の状況

- 新株予約権の数 127個  
 目的となる株式の種類及び数 普通株式 127,000株  
 新株予約権の発行価額 無償

(6) 大 株 主

株 主 名	当社への出資状況		当社の当該株主への出資状況	
	持株数	(議決権比率)	持株数	(出資比率)
日 本 電 気 株 式 会 社	22,491千株	(39.93%)	—千株	(—%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社退職給付信託口)	13,800	(—)	—	(—)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,086	(13.30)	—	(—)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,003	(6.61)	—	(—)
バンク オブ ニューヨーク ヨーロッパ リミテッド ルクセンブルグ 131800	3,893	(4.28)	—	(—)
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託B口)	1,329	(1.46)	—	(—)
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金特金口)	1,060	(1.17)	—	(—)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	802	(0.88)	—	(—)
ユニオン バンケ プリベ ルクセンブルグ エスエー 497200	682	(0.75)	—	(—)
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウンツ イー アイエスジー	645	(0.71)	—	(—)

(注) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社退職給付信託口)の持株数13,800千株は、日本電気株式会社から同信託銀行へ信託設定された信託財産であります。なお、信託約款上、当該株式の議決権は日本電気株式会社が留保しております。

(7) 自己株式の取得、処分等及び保有

① 取得株式

普通株式 48,751株 取得価額の総額 68百万円

② 処分株式

普通株式 91,004株 処分価額の総額 76百万円

③ 決算期における保有株式

普通株式 590,058株

#### 4. 企業集団の従業員の状況

(1) 企業集団の従業員数

	従業員数	前期末比増減
国内	2,818名	5名増
海外	2,212名	467名増
合計	5,030名	472名増

(注) 従業員数はグループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、当社グループからグループ外への出向者、臨時従業員、嘱託257名を除いております。

(2) 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,706名	2名減	40.8才	18.9年

(注) 従業員数は社外から当社への出向者を含む就業人員であり、当社から社外への出向者、臨時従業員、嘱託393名を除いております。

## 5. 企業結合の状況

### (1) 重要な子法人等の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
弘前航空電子株式会社	450百万円	100%	電子部品等の製造・販売
山形航空電子株式会社	400百万円	100	電子部品等の製造・販売
富士航空電子株式会社	300百万円	100	金型等の製造・販売
信州航空電子株式会社	450百万円	100	電子部品等の製造・販売
ニッコー・ロジスティクス株式会社	400百万円	100	物流業務
J A E 八 紘 株 式 会 社	56百万円	100	電子部品等の販売
台湾航空電子股份有限公司	300百万台湾元	100	電子部品等の製造・販売
JAE・エレクトロニクス・インコーポレーテッド	13,200千米ドル	100	電子部品等の販売
JAE・オレゴン・インコーポレーテッド	12,000千米ドル	100 (100)	電子部品等の製造・販売
JAE・フィリピンズ・インコーポレーテッド	140百万フィリピンペソ	100	電子部品等の製造・販売
香港航空電子有限公司	7,000千香港ドル	100 (15)	電子部品等の仕入・販売
航空電子（無錫）有限公司	93,525千人民元	100 (27)	電子部品等の製造・販売
航空電子（呉江）有限公司	53,800千人民元	100 (12)	電子部品等の製造・販売
JAE・コリア・インコーポレーテッド	450百万韓国ウォン	100	電子部品等の販売
航空電子（上海）国際貿易有限公司	4,138千人民元	100	電子部品等の販売

(注) 議決権比率欄の括弧内数値は、間接割合を表示しております。

(2) 企業結合の経過及び成果

当社の連結子法人等は、「(1) 重要な子法人等の状況」に記載の15社であります。

当社及び台湾航空電子股份有限公司は7月に航空電子(無錫)有限公司に対し3,150千米ドル(当社増資額2,400千米ドル)増資いたしました。その結果、間接割合は前期に比べ1%減少の27%となりました。

なお、当連結会計年度の業績につきましては、「I. 営業の概況 1. 企業集団の営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(3) 重要な関係会社の状況

日本電気株式会社は、当社議決権の39.93%を実質的に保有しており、当社は同社の関連会社の一つであります。

6. 主要な借入先、借入額及び当該借入先が有する当社の株式の数

主 要 借 入 先	借入金残高	借入先が有する当社の株式の数	
		株 式 数	議決権比率
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	920 百万円	430 千株	0.47 %
住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	920	159	0.17
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	540	—	—
株 式 会 社 横 浜 銀 行	500	—	—
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	500	—	—

## 7. 取締役及び監査役

氏名	会社における地位及び担当又は主な職業
篠崎 雅美	取締役社長（代表取締役）
秋山 保孝	専務取締役、会社事業運営について社長補佐、コネクタ事業関係担当 システム機器事業の重要事項関係担当
増成 肇	常務取締役、コネクタ事業関係について秋山専務取締役補佐、海外事業担当
小川 幹雄	常務取締役、生産 環境推進関係担当
長谷川 清	取締役、経理部長、情報システム 経理関係担当
堀江 和民	取締役、コネクタ事業部長、コネクタ事業関係について秋山専務取締役補佐
金山 洋光	取締役、第一海外営業本部長、海外事業について増成常務取締役補佐
島村 正人	取締役、航機事業部長、航機事業関係担当
潟岡 泉	取締役、中央研究所長、中央研究所 光デバイス事業関係担当
玉置 隆志	取締役、コネクタ営業企画本部長、コネクタ第一営業本部長、 コネクタ事業関係について秋山専務取締役補佐、コネクタ国内営業担当
星 勝敏	取締役、総務人事部長、総務人事 健康管理関係担当
河 邊 夏 樹	取締役、プロダクトマーケティング本部長、コネクタ開発本部長、 コネクタ事業関係について秋山専務取締役補佐、知的財産関係担当
武田 克明	取締役、山形航空電子株式会社取締役社長
高橋 康英	取締役、経営企画部長、経営企画 法務関係担当
高橋 明	監査役（常勤）
兼八 健二	監査役（常勤）
小村 正幸	監査役（日本電気株式会社 経営監査本部長）
中村 哲也	監査役（日本電気株式会社 経営企画部長）

- (注) 1. 平成17年6月24日開催の第75期定時株主総会において、河邊夏樹、武田克明、高橋康英の3氏が取締役、中村哲也氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 平成17年6月24日開催の第75期定時株主総会終結のときをもって、取締役稲積紀樹氏、監査役臼井建治氏は任期満了により退任し、取締役市村義昭、小林恵之の2氏は辞任いたしました。
3. 監査役のうち、小村正幸、中村哲也の2氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

## 8. 株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権の状況

### (1) 発行した新株予約権の数

59個（新株予約権1個につき1,000株）

### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 59,000株

### (3) 新株予約権の発行価額

無償

### (4) 権利行使時の払込金額

1株当たり1,233円

### (5) 権利行使期間

平成19年7月1日から平成23年6月30日まで

### (6) 権利行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役若しくは従業員（理事）の地位にあることを要する。

ただし、権利行使期間中に退任、退職により対象者としての地位を喪失した場合は、喪失後1年間に限り新株予約権の行使を認める。（※本来の権利行使期間を限度とする。）

なお、平成19年6月30日までに退任、退職により対象者としての地位を喪失した場合は、平成19年7月1日から1年間に限り新株予約権の行使を認める。

- ② 新株予約権の相続は認めない。

- ③ その他の新株予約権の行使に関する条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権付与契約」の定めるところによる。

### (7) 消却事由及び条件

当社は、次の事由が生じた場合は、当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で消却することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合

- ② 当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合

- ③ 新株予約権者が(6)に定める行使条件に該当しなくなったために新株予約権を行使できなくなった場合

(8) 有利な条件の内容

当社の取締役及び従業員（理事）に対し新株予約権を無償で発行した。

(9) 割当てを受けた者の氏名と割当てを受けた新株予約権の数

① 当社取締役

氏名	新株予約権の数
篠崎雅美	10個
秋山保孝	6
増成肇	4
小川幹雄	4
長谷川清	2
堀江和民	2
金山洋光	2
島村正人	2
潟岡泉	2
玉置隆志	2
星勝敏	2
河邊夏樹	2
武田克明	2
高橋康英	2

② 当社従業員（理事）（上位10名）

氏名	新株予約権の数
塩野義雄	1個
古澤洋水	1
藤本正己	1
鈴木木昇	1
山田良治	1
山下誠	1
野呂瀬昇	1
春日井浩	1
渡部正明	1
八木誠	1

③ 当社従業員（理事）に対して付与した新株予約権の状況

新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	付与した者の総数
15個	普通株式 15,000株	15名

9. 会計監査人に支払うべき報酬等の額

(1) 当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

27百万円

(2) 上記(1)の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

27百万円

(3) 上記(2)のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額

27百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、(3)の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

10. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

(注) 本営業報告書中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び各比率については、表示単位未満を四捨五入しております。

## 連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>61,246</b>	<b>負 債 の 部</b>	
現金及び預金	18,687	<b>流 動 負 債</b>	<b>40,164</b>
受取手形及び売掛金	23,300	支払手形及び買掛金	26,350
棚卸資産	12,416	短期借入金	3,763
未収入金	4,034	未払法人税等	2,974
繰延税金資産	1,620	未払費用	4,225
その他流動資産	1,299	繰延税金負債	5
貸倒引当金	△ 112	その他流動負債	2,845
<b>固 定 資 産</b>	<b>45,003</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>13,833</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>35,366</b>	長期借入金	4,406
建物及び構築物	12,537	退職給付引当金	8,966
機械装置及び運搬具	10,436	繰延税金負債	139
工具器具及び備品	5,981	連結調整勘定	218
土地	4,791	その他固定負債	101
建設仮勘定	1,620	<b>負 債 合 計</b>	<b>53,997</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,811</b>	<b>資 本 の 部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,825</b>	資 本 金	10,690
投資有価証券	2,747	資 本 剰 余 金	14,431
長期貸付金	381	利 益 剰 余 金	27,577
繰延税金資産	3,615	その他有価証券評価差額金	646
その他投資	1,238	為替換算調整勘定	△ 583
貸倒引当金	△ 156	自 己 株 式	△ 510
<b>合 計</b>	<b>106,250</b>	<b>資 本 合 計</b>	<b>52,252</b>
		<b>合 計</b>	<b>106,250</b>

(注) 1. 記載金額は表示単位未満を切捨てて表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

77,976百万円

3. 担保に供している資産

1,123百万円

4. 保証債務

2,089百万円

# 連結損益計算書

(自 平成17年4月1日)  
(至 平成18年3月31日)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
<b>経常損益の部</b>		
<b>営業損益の部</b>		
営業収益		
売上高		126,253
営業費用		
売上原価	94,748	
販売費及び一般管理費	20,488	115,236
営業利益		11,016
<b>営業外損益の部</b>		
営業外収益		
受取利息及び配当金	240	
その他営業外収益	701	942
営業外費用		
支払利息	149	
その他営業外費用	2,105	2,254
経常利益		9,704
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>9,704</b>
法人税、住民税及び事業税		4,002
法人税等調整額		△ 561
<b>当期純利益</b>		<b>6,263</b>

- (注) 1. 記載金額は表示単位未満を切捨てて表示しております。  
ただし、1株当たり当期純利益については、表示単位未満を四捨五入しております。
2. 1株当たり当期純利益 67.45円

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 1. 連結範囲に関する事項

#### (1) 連結子法人等の数

15社

主要な連結子法人等の名称は、「Ⅱ. 企業集団及び会社の概況 5. 企業結合の状況 (1) 重要な子法人等の状況」に記載のとおりであります。

なお、航空電子(上海)国際貿易有限公司は連結計算書類における重要性が増したため、当連結会計年度より連結子法人等といたしました。

#### (2) 非連結子法人等の名称等

航空電子エンジニアリング㈱、ニッコー産業㈱、ニッコーフーズ㈱、弘前八紘㈱、JAE・シンガポール・リミテッド及びJAE・ヨーロッパ・リミテッドの非連結子法人等6社は、総資産、売上高、利益、利益剰余金等に関して、いずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外いたしました。

### 2. 持分法の適用に関する事項

非連結子法人等(6社)及び関連会社JRPリアルティ・ホールディング・インコーポレーテッド、DJプレジジョン㈱は、利益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、全体としても重要性が乏しいため、これらの会社に対する投資については、持分法を適用せず原価法により評価しております。

### 3. 連結子法人等の営業年度等に関する事項

航空電子(無錫)有限公司、航空電子(呉江)有限公司及び航空電子(上海)国際貿易有限公司は決算日が12月31日のため、連結決算日で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な有価証券の評価基準及び評価方法

##### その他有価証券

##### ① 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

##### ② 時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) 重要なデリバティブ取引

時価法

#### (3) 重要な棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法

#### (4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産

建物については、当社及び連結子法人等15社のうち13社が定額法、2社が定率法、建物以外については、当社及び連結子法人等8社が定率法、7社が定額法を採用しております。ただし、当社及び連結子法人等6社の少額減価償却資産(取得価額10万円以上、20万円未満)については、一括して3年間で均等償却する方法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	3～12年
工具器具及び備品	2～20年

(5) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。会計基準変更時差異は、主として15年による按分額を費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(追加情報)

当社及び国内連結子法人等3社は、これまで確定給付型の制度として、退職金規定に基づく退職一時金制度並びに税制適格年金制度を併用しておりましたが、当社においては平成17年7月、国内連結子法人等3社においては平成18年1月に労使合意により退職金全額を確定給付型企業年金制度（規約型）に変更しております。この変更に伴い発生した過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。なお、この制度変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益が95百万円増加し、当期純利益が46百万円増加しております。

(6) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、同特例処理を採用しております。また、為替予約及び通貨スワップの振当処理の要件を満たすものについては、同振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(イ)ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引、為替予約取引及び通貨スワップ取引）

(ロ)ヘッジ対象

変動金利による借入金、外貨建金銭債権債務

③ ヘッジ方針

投機的な取引は一切行わない方針であります。なお、借入金に係る金利変動リスク及び外貨建取引の為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を利用しております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比率分析する方法により有効性の評価を行っております。

(8) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

- (9) 連結子法人等の資産及び負債の評価方法 連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。
- (10) 連結調整勘定の償却の方法及び期間 連結調整勘定は、発生時以後5年で均等償却することとしております。
- (11) 会計処理方法の変更 (固定資産の減損に係る会計基準)  
当連結会計年度より「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。
5. 連結計算書類の一部について、商法施行規則第200条の規定により「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づき作成しております。

# 貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>46,314</b>	負 債 の 部	
現金及び預金	12,243	<b>流 動 負 債</b>	<b>27,132</b>
受取手形	1,209	支払手形	1
売掛金	19,089	買掛金	17,104
半製品	1,449	短期借入金	2,689
仕掛品	1,927	未払金	1,501
原材料	2,416	未払法人税等	1,798
短期貸付金	1,591	未払費用	2,591
未収入金	1,107	預り金	1,430
繰延税金資産	3,354	その他流動負債	14
その他流動資産	1,188	<b>固 定 負 債</b>	<b>10,571</b>
貸倒引当金	743	長期借入金	4,356
	△ 5	退職給付引当金	6,214
<b>固 定 資 産</b>	<b>34,729</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>37,703</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>16,242</b>	資 本 の 部	
建物及び構築物	5,364	<b>資 本 金</b>	<b>10,690</b>
機械及び装置	5,243	資本剰余金	14,431
車両運搬具	1	資本準備金	14,431
工具器具備品	3,208	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>18,118</b>
土地	1,011	利益準備金	897
建設仮勘定	1,412	任意積立金	6,758
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,512</b>	研究開発準備金	270
ソフトウェア	1,491	別途積立金	6,488
施設利用権	21	当期末処分利益	10,463
<b>投資その他の資産</b>	<b>16,974</b>	その他有価証券評価差額金	610
投資有価証券	2,470	<b>自 己 株 式</b>	<b>△ 510</b>
子会社株	8,189	<b>資 本 合 計</b>	<b>43,340</b>
長期貸付金	3,058	<b>合 計</b>	<b>81,044</b>
長期前払費用	160		
繰延税金資産	2,497		
その他投資資産	703		
貸倒引当金	△ 104		
<b>合 計</b>	<b>81,044</b>		

(注) 1. 記載金額は表示単位未満を切捨てて表示しております。

2.	子会社に対する	短期金銭債権	11,277百万円
		長期金銭債権	2,940百万円
		短期金銭債務	6,132百万円
3.	有形固定資産の減価償却累計額		46,463百万円
4.	リース契約により使用する固定資産		
	貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している生産用設備等（生産用機械及び装置・工具、電子計算機一式、事務用機器）があります。		
5.	担保に供している資産	投資有価証券	167百万円
6.	保証債務		2,274百万円
7.	商法施行規則第124条第3号に規定する増加純資産額		603百万円

# 損 益 計 算 書

(自 平成17年 4月 1日)  
(至 平成18年 3月 31日)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
<b>経 常 損 益 の 部</b>		
<b>営 業 損 益 の 部</b>		
営 業 収 益		98,870
売 上 高		
営 業 費 用	78,358	
売 上 原 価		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	14,584	92,943
営 業 利 益		5,927
<b>営 業 外 損 益 の 部</b>		
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,576	
そ の 他 営 業 外 収 益	333	1,910
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	101	
そ の 他 営 業 外 費 用	1,324	1,426
経 常 利 益		6,411
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>6,411</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		2,400
法 人 税 等 調 整 額		△ 470
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>4,482</b>
前 期 繰 越 利 益		6,350
中 間 配 当 額		366
自 己 株 式 処 分 差 損		2
<b>当 期 未 処 分 利 益</b>		<b>10,463</b>

(注) 1. 記載金額は表示単位未満を切捨てて表示しております。

ただし、1株当たり当期純利益については、表示単位未満を四捨五入しております。

- |    |            |           |
|----|------------|-----------|
| 2. | 子会社との取引    |           |
|    | 売 上 高      | 31,338百万円 |
|    | 仕 入 高      | 46,742百万円 |
|    | 営業取引以外の取引  | 1,617百万円  |
| 3. | 1株当たり当期純利益 | 48.03円    |

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法

#### (2) その他有価証券

##### ① 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

##### ② 時価のないもの

移動平均法による原価法

### 2. デリバティブ取引

時価法

### 3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法

### 4. 固定資産の減価償却方法

#### (1) 有形固定資産

建 物

定額法

建物以外

定率法

少額減価償却資産

一括3年均等償却法

#### (2) 無形固定資産

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 5. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により、それぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

(追加情報)

退職金制度は、これまで退職金規定に基づく退職一時金制度並びに税制適格年金制度を併用しておりましたが、平成17年7月22日、労使合意により退職金全額を確定給付型企业年金制度（規約型）に変更しております。この変更に伴い発生した過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。なお、この制度変更により、経常利益及び税引前当期純利益が151百万円増加し、当期純利益が76百万円増加しております。

6. リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
7. ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理によっております。ただし、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、同特例処理を採用しております。また、為替予約及び通貨スワップの振当処理の要件を満たすものについては、同振当処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段と対象
- ① ヘッジ手段  
デリバティブ取引（金利スワップ取引、為替予約取引及び通貨スワップ取引）
- ② ヘッジ対象  
変動金利による借入金、外貨建金銭債権債務
- ③ ヘッジ方針  
投機的な取引は一切行わない方針であります。なお、借入金に係る金利変動リスク及び外貨建取引の為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を利用しております。
- ④ ヘッジの有効性評価方法  
ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比率分析する方法により有効性の評価を行っております。
8. 消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。
9. 会計処理方法の変更  
(固定資産の減損に係る会計基準)  
当期より「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。
10. 貸借対照表の一部について、商法施行規則第200条の規定により、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づき作成しております。

## 利益処分案

(単位 円)

摘 要	金 額
当 期 未 処 分 利 益	10,463,489,249
これを次の通り処分します。	
利 益 配 当 金 ( 1 株 に つ き 5 円 )	458,562,750
取 締 役 賞 与 金	78,000,000
次 期 繰 越 利 益	9,926,926,499

(注) 平成17年12月2日に366,833,176円(1株につき4円)の中間配当を実施いたしました。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年 5月12日

日本航空電子工業株式会社  
取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員 公認会計士 浜田 正 継 ⑩  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 千 葉 彰 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、日本航空電子工業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第76期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い日本航空電子工業株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

## 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第76期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、また、必要に応じて子会社に対し会計に関する報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 子会社調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。

平成18年5月15日

日本航空電子工業株式会社 監査役会

監査役(常勤) 高橋 明 ⑩

監査役(常勤) 兼 八 健 二 ⑩

監 査 役 小 村 正 幸 ⑩

監 査 役 中 村 哲 也 ⑩

(注) 監査役小村正幸及び監査役中村哲也は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年5月12日

日本航空電子工業株式会社  
取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員 公認会計士 浜田 正 継 ㊞  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 千葉 彰 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、日本航空電子工業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第76期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第76期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、必要に応じて営業の報告を求めるとともに、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から監査についての報告を求め、かつ計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が無償で行った利益の供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし、指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の業務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (6) 子会社調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が無償で行った利益の供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても、取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月15日

日本航空電子工業株式会社 監査役会

監査役(常勤) 高橋 明 ㊟

監査役(常勤) 兼 八 健 二 ㊟

監 査 役 小 村 正 幸 ㊟

監 査 役 中 村 哲 也 ㊟

(注) 監査役小村正幸及び監査役中村哲也は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

# 議決権の行使についての参考書類

## 1. 総株主の議決権の数

90,881個

## 2. 議案及び参考事項

### 第1号議案 第76期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類（26頁）に記載のとおりであります。

当社は、中長期的な観点から積極的に国内外に設備投資を行い、企業体質を強化・充実し経営基盤の強化と業績の向上に努め、増収増益を確保することができました。引き続き来期以降の収益向上に向けての国内外でのインフラ投資や開発投資を勘案したうえで、株主の皆様のご理解とご支援にお応えするため、当期の利益配当金を1株につき1円増配し、5円とさせていただきますと存じます。これにより、中間配当金を含めました当期の配当金は、1株につき9円となります。

当期の取締役賞与金につきましては、当期の業績を勘案いたしまして7,800万円を支給いたしたいと存じます。なお、当期末時の取締役は14名です。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

主な変更点及びその理由は次のとおりであります。

- (1) 当社はグローバルに事業展開を進める中で、変化の激しい経済状況に対応して、持続的な企業業績の向上に努めており、今後も事業力を強化しこれに取り組む所存ですが、環境変化の激しい時代、スピードを上げタイムリーに新しい技術の獲得、新規事業参入に対処していく必要があり、M&A等を利用した施策も必要な環境です。こうしたことにスピーディかつフレキシブルに対応していくため、現行定款第5条（発行する株式の総数）の発行可能株式総数を変更するものであります。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)の施行により定款で定めることが可能となる事項等に関し、以下の変更を行うものであります。

- ① 経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制とするため、取締役の任期を2年から1年に短縮することに伴い、現行定款第18条（任期）を変更するものであります。また、変更案第29条により、ア. 剰余金の配当、イ. 自己株式の取得、ウ. 損失の処理、任意積立金の積立てその他の剰余金の処分、エ. 準備金の減少について、取締役会の決議により機動的に実施することができるようにするものであります。

- ② 法令の改正を機会に取締役会の決議をもって、取締役及び監査役の責任を法令の定める範囲とすることができるよう、変更案第27条（責任免除）第1項を新設するとともに、社外取締役及び社外監査役と責任限定契約を締結することができるよう、変更案第27条第2項を新設するものであります。

なお、本規定のうち取締役及び社外取締役に關する規定の新設については、監査役会の同意を得ております。

- ③ 変更案第9条（新設）：単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式についての権利を制限する規定を新設するものであります。
- ④ 変更案第16条（新設）：インターネットを利用する方法で株主総会参考書類等を開示することにより株主に対して提供したとみなすことができる規定を新設するものであります。
- ⑤ 変更案第23条第3項（新設）：取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面又は電磁的記録によりその承認ができるようにするための規定を新設するものであります。
- ⑥ 円滑な株主総会の運営を図るため、現行定款第15条（議決権の代理行使）を変更し、代理人の数に制限を設けるものであります。
- ⑦ その他、変更案第4条（機関の設置）、変更案第7条（株券の発行）、変更案第12条（株主名簿管理人）の規定を置くものであります。
- (3) その他、会社運営の効率化を図ること等を目的として以下の変更を行うものであります。
- ① 効果的かつ経済的な公告方法である電子公告制度の方式を採用することに伴い、現行定款第4条（公告の方法）を変更するものであります。
- ② 役付取締役の名称を一部変更することに伴い、現行定款第13条（議長）第1項及び同条第2項、現行定款第19条（代表取締役等）第2項を変更するほか、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等全般に亘って所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

具体的な変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 本会社は、日本航空電子工業株式会社と称し、英文では、Japan Aviation Electronics Industry, Limitedと表示する。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 本会社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 航空、宇宙、海洋等の航行、飛翔に関連するシステム、機器、部品の開発、製造、販売</li> <li>2. 前号の技術を応用したシステム、機器、部品の開発、製造、販売</li> <li>3. 電気、電子その他物理並びに化学機器、部品、機材等の設計、製造、販売</li> <li>4. 前各号に関連するシステム、機器、部品、機材及び設備等の仕入販売</li> <li>5. 前各号の業務に関連する工事、修理その他サービス</li> <li>6. 前各号の業務に関連する事業投資</li> <li>7. その他前各号に関連する一切の業務</li> </ol> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 本会社は、本店を東京都渋谷区に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 本会社の公告は、<u>日本経済新聞にこれを掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 本会社が<u>発行する株式の総数は、2億株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(機関の設置)</p> <p><u>第4条 本会社は、株主総会及び取締役の外、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 本会社の公告方法は、<u>電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 本会社の<u>発行可能株式総数は、3億5千万株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p><u>第7条 本会社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の買受け)  <u>第6条</u> 本会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1 <u>単元の株式の数及び単元未満株券の不発行</u>)  <u>第7条</u> 本会社の<u>1単元の株式の数</u>は、1,000株とする。          本会社は、<u>1単元に満たない株式</u>（以下「<u>単元未満株式</u>」という。）に係わる株券を発行しない。但し、<u>株式取扱規則に定めるところ</u>についてはこの限りではない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(<u>単元未満株式の買増請求</u>)  <u>第8条</u> 本会社の<u>単元未満株式を有する株主</u>（<u>実質株主を含む。以下同じ</u>）は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求</u>することができる。</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>)  <u>第8条</u> 本会社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする。</p> <p>② 本会社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)  <u>第9条</u> 本会社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></li> <li>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></li> <li>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></li> <li>4. <u>次条に定める請求をする権利</u></li> </ol> <p>(<u>単元未満株式の売渡請求</u>)  <u>第10条</u> 本会社の株主は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求</u>することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式その他の取扱規則)</p> <p>第9条 <u>株券の種類並びに株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示又はこれらの抹消、単元未満株式の買取り及び買増し、株券喪失にかかる手続、株券の再発行その他株式に関する手続及び手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>会社書類等の閲覧、謄写並びに謄本、抄本の交付に関する手続及び手数料については、取締役会において定める取扱規則による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 本会社は、<u>株式について名義書換代理人を置く。</u></p> <p><u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p><u>本会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、株券喪失にかかる手続その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、本会社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 本会社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使しうる株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とみなす。</u></p> <p><u>前項の外、必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(株式その他の取扱規則)</p> <p>第11条 本会社の株式に関する手続及び手数料については、<u>法令又は本定款の外、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>② 会社書類等の閲覧、謄写並びに謄本、抄本の交付等に関する手続及び手数料については、<u>取締役会において定める取扱規則による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 本会社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>② <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合随時これを招集する。</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除く外、取締役会の決議に基づいて代表取締役がこれを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(議 長)</p> <p>第13条 株主総会の議長は、<u>取締役会長</u>がこれに当たる。</p> <p><u>取締役会長</u>が欠員であるか又は、事故あるときは、<u>取締役社長</u>がこれに当たり、<u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の要件)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合の外、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 <u>本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(議 長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>② 会長が欠員であるか又は、事故あるときは、社長がこれに当たり、社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 <u>本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合の外、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)  <u>第15条</u> 株主は、本会社の議決権を行使することができる他の株主に委任してその議決権を行使することができる。但し、この場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会の開会前に本会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)  <u>第16条</u> 本会社に取締役15名以内を置く。</p> <p>(選任決議)  <u>第17条</u> 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>前項の決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)  <u>第18条</u> 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときに満了する。</p> <p>(代表取締役等)  <u>第19条</u> 本会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。  <u>取締役会</u>は、その決議により<u>取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名</u>を定めることができる。  前項の外、取締役会はその決議により取締役相談役若干名を置くことができる。</p>	<p>(議決権の代理行使)  <u>第18条</u> 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。但し、この場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに本会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)  <u>第19条</u> (現行どおり)</p> <p>(選任決議)  <u>第20条</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(任 期)  <u>第21条</u> 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役等)  <u>第22条</u> 本会社を代表する取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>② <u>取締役会</u>は、その決議により会長1名、社長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>③ (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会)  <u>第20条</u> 取締役会は、法令及び本定款の定めに従い、本会社の業務の執行を決定する。  取締役に關する事項については、法令又は本定款に定めるものの外、取締役会において定める取締役会規則による。  取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して少なくとも会日の3日前に通知を發するものとする。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。  (新 設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数)  <u>第21条</u> 本会社に監査役4名以内を置く。</p> <p>(選任決議及び任期)  <u>第22条</u> 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に關する定時株主總會終結の<u>ときに満了</u>する。</p> <p>(監査役会)  <u>第23条</u> 監査役会に關する事項については、法令又は本定款において定めるものの外、監査役会において定める監査役会規則による。  監査役会を招集するには、各監査役に対して少なくとも会日の3日前に通知を發するものとする。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会)  <u>第23条</u> (削除)  (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ <u>本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数)  <u>第24条</u> (現行どおり)</p> <p>(選任決議及び任期)  <u>第25条</u> 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>② <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに關する定時株主總會の終結の時までとする。</u></p> <p>(監査役会)  <u>第26条</u> (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第<u>6</u>章 計 算</p> <p>(決算期) 第24条 本会社の<u>営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金) 第25条 <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は、登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当) 第26条 <u>本会社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(中間配当という)をすることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第6章 取締役及び監査役の責任免除</p> <p>(責任免除) 第27条 <u>本会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u></u></p> <p>② <u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></u></p> <p style="text-align: center;">第<u>7</u>章 計 算</p> <p>(事業年度) 第28条 本会社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第29条 <u>本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第30条 <u>本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> ② <u>本会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当金等の除斥期間)  第27条 <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してなお受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;">補 則</p> <p>(記名式社債の名義書換代理人)  第28条 <u>本会社は、記名式社債について名義書換代理人を置くことができる。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間)  第31条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

### 第3号議案 取締役13名選任の件

取締役の任期を2年から1年に変更するにあたり、第2号議案が承認されることを条件として、本総会の終結のときをもって、取締役14名（全員）は任期満了となります。

つきましては取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 他 の 会 社 の 代 表 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	篠 崎 雅 美 (昭和12年3月22日生)	昭和35年4月 日本電気(株)入社 平成3年6月 取締役 平成6年6月 常務取締役 平成9年6月 専務取締役 平成11年6月 当社取締役社長、現在に至る	39,000株
2	秋 山 保 孝 (昭和22年9月25日生)	昭和45年4月 当社入社 平成8年7月 コネクタ事業部長代理 平成11年6月 弘前航空電子(株)取締役社長 平成13年6月 当社取締役 平成15年5月 コネクタ事業部長 平成16年6月 常務取締役 平成17年6月 専務取締役、現在に至る	10,000株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
3	増成 肇 (昭和19年1月1日生)	昭和41年4月 日本電気(株)入社 平成9年7月 当社海外営業本部長 平成10年6月 取締役 平成13年6月 常務取締役、現在に至る [他の会社の代表状況] JAE・エレクトロニクス・インコーポレーテッド(米国) 取締役会長	11,000株
4	長谷川 清 (昭和22年11月16日生)	昭和45年4月 当社入社 平成7年7月 経理部長代理兼経理一部長 平成9年1月 経理部長、現在に至る 平成14年6月 取締役、現在に至る	12,000株
5	堀江 和民 (昭和23年4月14日生)	昭和46年4月 当社入社 平成12年2月 コネクタ事業部長代理 平成15年5月 弘前航空電子(株)取締役社長 平成15年6月 当社取締役、現在に至る 平成17年6月 コネクタ事業部長、現在に至る	4,017株
6	島村 正人 (昭和23年2月25日生)	昭和46年4月 当社入社 平成9年7月 航機事業部長代理 平成13年4月 航機事業部長代理兼航機営業本部長代理 平成14年6月 航機事業部長、現在に至る 平成16年6月 取締役、現在に至る	9,000株
7	潟岡 泉 (昭和22年4月24日生)	昭和47年4月 当社入社 平成8年7月 中央研究所研究開発部長 平成11年7月 中央研究所長代理兼研究開発部長 平成12年6月 中央研究所長、現在に至る 平成16年6月 取締役、現在に至る	6,000株
8	玉置 隆志 (昭和24年5月24日生)	昭和47年4月 当社入社 平成9年7月 コネクタ第一営業本部長代理 平成11年6月 コネクタ第三営業本部長 平成13年6月 コネクタ販売推進本部長 平成14年12月 コネクタ営業企画本部長、現在に至る 平成16年6月 取締役、現在に至る 平成18年2月 コネクタ第一営業本部長、現在に至る	8,000株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
9	星 勝 敏 (昭和24年7月6日生)	昭和47年4月 当社入社 平成8年10月 人事部担当部長 平成10年7月 人事部人事労政担当部長 平成11年7月 人事部勤労厚生担当部長 平成12年7月 総務人事部長、現在に至る 平成16年6月 取締役、現在に至る 平成18年1月 ニッコー産業(株)取締役社長、現在に至る [他の会社の代表状況] ニッコー産業(株)取締役社長	3,000株
10	河 邊 夏 樹 (昭和22年7月10日生)	昭和45年4月 当社入社 平成7年7月 コネクタ事業部長代理 平成10年7月 プロダクトマーケティング本部長代理 平成12年3月 プロダクトマーケティング本部長、 現在に至る 平成17年6月 取締役、現在に至る 平成17年7月 コネクタ開発本部長	10,000株
11	武 田 克 明 (昭和23年6月10日生)	昭和46年4月 当社入社 平成9年10月 コネクタ事業部長代理 平成11年2月 JAE・フィリピンズ・インコーポレーテ ッド取締役社長 平成16年3月 山形航空電子(株)取締役社長、現在に至る 平成17年6月 当社取締役、現在に至る [他の会社の代表状況] 山形航空電子(株)取締役社長	4,000株
12	高 橋 康 英 (昭和23年8月15日生)	昭和46年4月 当社入社 平成8年7月 コネクタ販売推進本部長代理 平成11年10月 企画部経営課題担当部長 平成12年7月 経営企画部長、現在に至る 平成17年6月 取締役、現在に至る	5,000株
13	野呂瀬 昇 (昭和24年12月15日生)	昭和47年4月 日本電気(株)入社 平成14年4月 当社入社 平成14年4月 第二海外営業本部長、現在に至る	2,000株

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結のときをもって、監査役高橋 明、小村正幸の2氏は辞任いたしますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社の株式数
1	塩野 義雄 (昭和20年5月2日生)	昭和39年4月 当社入社 平成7年7月 コネクタ事業部計画部長 平成11年7月 コネクタ事業部長代理兼事業計画部長 平成15年7月 コネクタ事業部長代理、現在に至る	2,000株
2	梅澤 治為 (昭和14年3月5日生)	昭和36年4月 八幡製鐵(株)入社 平成6年7月 トピー工業(株)常務取締役 平成15年12月 弁護士登録、現在に至る	0株

(注) 梅澤治為氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。

#### 第5号議案 退任取締役及び退任監査役に退職慰労金贈呈の件

本総会終結のときをもって、取締役を退任されます小川幹雄、金山洋光の2氏及び監査役を退任されます高橋 明氏に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に基づき相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
小川 幹雄	平成13年6月 当社取締役 平成16年6月 常務取締役、現在に至る
金山 洋光	平成16年6月 当社取締役、現在に至る
高橋 明	平成15年6月 当社監査役(常勤)、現在に至る

## 第6号議案 取締役及び監査役の報酬額変更の件

当社の取締役の報酬額は平成7年6月29日開催の第65期定時株主総会において月額1,800万円以内、監査役の報酬額は平成6年6月29日開催の第64期定時株主総会において月額300万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化等諸般の事情を勘案して、取締役の報酬額を月額2,000万円以内、監査役の報酬額を月額400万円以内と変更いたしたくご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、上記取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まないことといたしたいと存じます。

また、第3号議案がご承認されますと取締役は13名、第4号議案がご承認されますと監査役は4名となります。

## 第7号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額設定及びストック・オプションとして新株予約権を発行する件

### I. 提案の理由

従来、ストック・オプションは、株主の皆様以外の方に対し特に有利な条件で新株予約権を発行するものとしてご承認をいただいておりますが、会社法施行後は、取締役に対してストック・オプションとして発行される新株予約権は、取締役の報酬等として位置づけられました。これに伴い、従来の取締役の報酬額とは別枠のストック・オプション報酬額としてその額及び具体的内容につき、ご承認をお願いするものであります。

### II. 議案の内容

当社の取締役の報酬額は第6号議案がご承認されますと月額2,000万円以内となりますが、当該取締役報酬額とは別枠の報酬として、取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めるため、当社の取締役に対し、年額5,000万円の範囲内で新株予約権を発行する旨、及び当該新株予約権を以下のとおり発行することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、上記取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まないことといたしたいと存じます。

また、第3号議案がご承認されますと取締役は13名となります。

#### 1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式100,000株を各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の目的となる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

## 2. 新株予約権の総数

100個を各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の上限とする。

(新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1,000株。但し1.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

## 3. 新株予約権の発行価額

新株予約権の付与日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した価額を発行価額とする。

## 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、払込価額とする)に2.で定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行の日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が募集株式の発行、株式分割又は株式併合等を行うことにより、払込価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

## 5. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割当てて日の属する月の2年後の応答月の1日から10年以内とする。

## 6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

## 7. その他の新株予約権の内容等については、本件新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

### 第8号議案 従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下のとおり、当社の従業員(理事)に対し、特に有利な条件をもってストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、ご承認をお願いいたしますと存じます。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由  
業績向上に対する意欲や士気を高めるために、当社の従業員（理事）に対し、新株予約権を次記2.の要領に従い金銭の払込みを要することなく割当てるものであります。

2. 新株予約権の内容及び数の上限

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式25,000株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 新株予約権の総数

25個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1,000株。ただし

(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、払込価額とする）に(2)で定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行するときは（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く）、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

- (4) 新株予約権を行使することができる期間  
権利行使期間は、平成20年7月1日から平成24年6月30日までの4年間とする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (6) 新株予約権の取得の条件  
当社は、次の事由が生じた場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。
  - ① 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合
  - ② 当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (9) その他の新株予約権の内容等については、本件新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上

